

## 学校体育施設（グラウンド）利用時の厳守事項

グラウンドは学校からお借りしている大切な教育施設です。学校・周辺地域の方々に迷惑をかけないように以下の事項を厳守して利用ください。

**ルールに違反されますと、登録を取り消す場合があります。**

- ① 学校の敷地内は全面禁煙です。絶対禁煙を団体内で徹底のこと。
    - ・過去に学校の敷地内で喫煙したとして登録を取り消した事案があります。
  - ② ごみは必ず持って帰りましょう。学校施設の美化に協力をお願いします。
  - ③ トイレ利用の際は、事前に靴の砂・泥を落としてから使用してください。(トイレの消灯を忘れずに！)
  - ④ 雨天時や地面がぬかるんでいる状態では絶対に使用しないこと。グラウンドがいたみます。
  - ⑤ グラウンド内で、金属製スパイクは使用禁止です。
  - ⑥ 使用後はグラウンドレーキでしっかり整備してください。
  - ⑦ サッカーゴール等学校の用具を使用した後は、必ず元の場所・状態に戻すこと。
  - ⑧ 利用許可時間は、学校敷地内にいる時間です。許可時間を厳守し、終了時間には速やかに学校敷地から退出してください（駐車場も学校の敷地です。）
    - ・小学生以下は、19時30分以降は利用できません。
  - ⑨ 退出の際、校門は必ず閉めてください。
  - ⑩ 車やバイク、自転車などは指定の場所に正しく置いてください。また、施錠はもちろんのこと盗難等に注意してください。
  - ⑪ 貴重品は団体および各自で管理してください。
  - ⑫ 利用を中止する場合は、事前にスポーツ推進課まで連絡してください。
  - ⑬ 夜間照明施設について
    - 夜間照明は 17：30～21：00 の間使用可能です。
    - 夜間照明の利用にはコインが必要です。コインは 1 枚 300 円で 30 分間点灯します。
    - コインの販売は、市役所 6 階スポーツ推進課窓口で、平日の 8：30 から 17：15 の間に行っています。この時間以外は販売できませんので注意してください。
  - ⑭ 鍵の管理について（トイレ鍵貸出校のみ）
    - ・利用校の鍵は団体で管理していただきます。また、団体内での合鍵作成は禁止です。
    - ・紛失した場合は、鍵の付け替え費用、他団体の合鍵作製費用等すべて団体の負担となります。
    - ・過去に合鍵作製および鍵の紛失により、登録を取り消した事案があります。
  - ⑮ 施設や備品の破損について
    - ・学校開放利用時に備品や学校施設破損等のトラブルが発生した場合には、必ず市役所守衛室からスポーツ推進課へ連絡をしてください。(利用団体の不注意等による破損は、弁償いただきます。)
- 草津市役所守衛室 TEL077-561-2499**
- ⑯ 利用者登録について（※登録の有効期限は、登録した日から次の3月31日までです。）
    - ・学校開放をご利用いただけるのは、利用者登録をした人だけです。利用者はすべて「利用者登録申請書」に記載してください。ここでいう「利用者」とは、学校開放の時間帯に学校敷地内で次のような活動をする人をいいます。

- 1. スポーツやレクリエーション活動をする人（例：競技者など）
- 2. 上記活動の指導・助言を行う人（例：コーチなど）

- 代表者は必ず登録をしてください。
  - 年度途中でメンバーが増えた場合は、必ず追加登録を行ってください。
  - 年度途中で代表者を変更する場合は、「代表者変更用紙」を当課に提出してください。  
また、利用時の厳守事項や利用許可手続き等の引き継ぎを確実に行ってください。
  - 学校開放利用時に利用者登録の無い他団体を招いてのイベント、試合等は禁止です。
  - 利用者登録されていないメンバーの利用が判明した団体は、登録を取り消すことがあります。
  - 団体名・代表者名のみを変更する等、ほぼ同じ団員構成で別団体として、申請、登録することは固くお断りします。
  - 活動意思のないメンバーや、場所を取るため利用のない方を登録するのは御遠慮ください。
  - 提出いただいた書類に不正が確認された場合、年度途中でも登録を取り消す場合があります。  
(過去に、書類に不正が確認されたため、書類を無効とした事案があります。)
  - みなさんに有効に利用していただくため、著しく少ない人数での利用や、利用実績が著しく低いことが分かった場合も、事情をお聞きする他、取り消す場合があります。
- ⑰ 登録料の納付について
- 利用登録料の納付書は、代表者または団体が設定した連絡担当者宛に送付します。登録料について高校生以上一人1,000円というのは、1枠に対しての登録料です。2枠以上登録の団体には登録枠の数だけ登録料納付書を送付するので、到着した納付書分はすべて納入してください（※共同利用でも高校生以上一人1,000円となります。）。
  - 納付期限内に納付されない団体は、登録を取り消します。登録を取り消した場合でも、年度当初からの枠取り、取り消しまでの利用がありますので、登録料は納付いただきます。翌年度の登録申請は受け付けません。
- ⑱ スポーツ安全保険または、これに代わる保険に必ず加入してください。また、保険の対象となる事故が起こった場合は、スポーツ推進課へ速やかに事故報告をしてください。

【 上記事項を団体の皆様に周知し、利用してください。  
利用責任者は施設利用中、責任をもって管理監督に当たってください。 】

草津市教育委員会　スポーツ推進課
Tel 077-561-2432
Fax 077-561-2488